

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

2012年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社) は、事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率) 』を公開する事が義務付けられました。(法第23条第5項)

以下に当社における情報提供項目を公開致します。

労働者派遣の実績

項目	実績
現在の派遣労働者人数	11人
派遣先事業所数（実数）	14事業所
派遣料金の平均額（全業務平均）	19,548円
派遣労働者の賃金平均額（全業務平均）	13,559円
マージン率（小数点以下一位未満の端数四捨五入）	35.0%

マージン率に含まれる費用

- 派遣会社が負担する社会保険料（雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険保険料、介護保険料、労災保険料）
- 派遣労働者が取得する年次有給休暇取得にかかる賃金
- 派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練、事務管理費用等）
- 営業・管理・採用活動等、事業運営にあたる人件費
- オフィス賃料や、求人広告費、通信費等をはじめとする諸費用
- 営業利益

派遣労働者の待遇決定方式について

待遇決定方法	派遣労働者の範囲	労使協定書の有効期間終期
労使協定方式	全ての派遣労働者	2026年3月31日

キャリア形成支援制度について

訓練種別	対象者	実施方法	費用負担	賃金支給
入職時研修	新採用者	Off-JT	無	有
職能別	全ての派遣労働者	OJT	無	有
職能別・職種転換・階層別研修	全ての派遣労働者	eラーニング	無	有

キャリアコンサルティングの相談窓口 営業本部 営業1課 【連絡先】03-3542-5651

福利厚生などの制度

- 年次有給休暇
- 社会保険完備
- 産前・産後・育児休業 等の休暇
- 定期健康診断